

令和5年度第2回山形県男女共同参画審議会 議事録概要

○日 時：令和6年2月1日（木）午後1時30分から3時

○場 所：県庁1502会議室

○出席者

〔委員〕：池田香委員、大森桂委員、斎藤敏広委員、佐藤記子委員、澤村千明委員、菅原明香委員、丹野華子委員、西部政行委員、橋本善彦委員、峯田益宏委員、葉丸有希子委員、吉田光伸委員、涌井朋子委員

〔関係課〕：しあわせ子育て政策課、子ども成育支援課、雇用・産業人材育成課働く女性サポート室、女性相談センター

〔事務局〕：しあわせ子育て応援部長、しあわせ子育て応援部次長、子ども家庭福祉課長、多様性・女性若者活躍課長、他

○会議次第

1 開 会

2 事務局挨拶（しあわせ子育て応援部長）

3 新委員紹介

4 審 議

- ・「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」（答申案）について
資料1～2

5 報 告

- ・山形県の男女共同参画事業について 資料3
- ・次期計画の策定に向けて 資料4

○審議会の成立および会長職務代理について

冒頭、男女共同参画推進条例第23条第3項の規定により、審議会が成立していることの報告及び伊藤眞知子会長欠席のため、同条例第22条第3項の規定により会長職務代理者として大森桂委員を指名したことについて事務局から説明。

○審 議 「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」（答申案）について
事務局より答申案について説明、各委員より意見をいただいた。発言内容は以下のとおり。

【池田委員】

- ・計画内容はすごく充実していて問題ない。
- ・本当に助けを必要とする女性たちに支援が届くのかという課題がある。本当に助けを必要としている女性たちが相談窓口にアクセスできるかが一番問題だと思う。
- ・どうやって、困っている人達をすくい上げていくのかを考えて広報や周知を進めていけばいいと思う。本当に困っている時には、誰かに相談するのは難しいと思う。

【斎藤委員】

- ・計画の体系については全面的に賛同。
- ・「困難な問題」というのがかなり大雑把なくくり方で、対象者が誰なのか分かりにくい。「困難な問題」というのはどういう事案を指すのかを、県民が理解できるように啓発して欲しい。
- ・具体的な施策については案のとおりでよい。若年層向けの情報発信が大事であると思うので、

若年層に伝わりやすい発信手段で周知を図って欲しい。

【佐藤委員】

- ・ 答申案の概要は見やすくまとまっていて良い。答申案もたくさんの方が盛り込まれていて、まとまりがあってよいと思う。
- ・ 国・県が困難女性への支援を重点的にやっていることを、一般の方に伝えて、浸透させていかなければならない。支援を広く活用できるように周知して欲しい。肩苦しい場ではなくても、セミナーなどの場においても周知するなど、いろんな方が支援を活用できるように周知方法を検討して欲しい。

【澤村委員】

- ・ 若年層への周知や広報が大きな要になると思う。
- ・ SNSでの周知においては、ただアカウントがあればいいということではなく、継続的な発信や発信内容の精査、発信内容の工夫が必要であると思う。
- ・ リーフレットやチラシ、ポスターで周知をする際には、スーパーやショッピングセンターなどの多くの方が足を運ぶような、多世代の方が足を運ぶような場所での掲示を検討するのがよいと思う。
- ・ 相談窓口につながった方には、自立支援や就業支援が大切であると思う。

【菅原委員】

- ・ 基本の柱Ⅰの「県民意識の醸成」は非常に大事であると思う。若年層にリーチするときに、学校教育を充実させていくべきであると思う。小学生や幼児の頃からの段階的な包括的な性教育が必要ではないか。5年もすれば若年層となる子ども達にリーチすることが一番効果が高いと思う。女性の問題だけではなく、教育現場の中で男の子も一緒に学ぶ場を設けて、男性も女性も一緒に、知識と意識を醸成していくことが必要であると思う。
- ・ 相談支援担当職員の研修を実施する際には、市町村や県だけではなく、できれば学校の養護の先生に研修を受けてもらった方がよいのではないかと思う。
- ・ 連携する民間団体について、数値目標として4団体と掲げているが、どのように選ばれるのか、どうしたら連携している団体に数えるのか。

【丹野委員】

- ・ 相談が必要になるタイミングは人それぞれ異なり、また、自分に関係のない情報はなかなか入ってこないのが通常であると思う。従来のリーフレットに加えて、SNSという時代にあった媒体を通じた周知も重要であると思う。
- ・ 困難な状況を変えるためには、経済的な自立も重要な要素の一つである。労働局としては、就業に向けた支援として、昨年10月から山形市役所内に「ワークステップ山形」をオープンしている。女性支援にあたり労働局が果たす役割を引き続き考えていきたいと思う。

【西部委員】

- ・ 基本計画は充実している内容だと思う。
- ・ 世代別で情報の取り方が違うということを考えると、10代から40代に対してはSNSで情報発信することが非常に有効であると思う。ポスターなどでの周知とSNSでの情報発信を両立させていくことが重要である。
- ・ 社会全体が、様々な困難な問題を抱えている女性の存在を認識する必要があると思う。そのために学校での教育が必要である。企業においても、今後ジェンダー平等に取り組み、少しずつ

世の中がジェンダー平等を実現できるような社会を作っていくことが、「困難な問題を抱える女性」の減少につながっていくと思う。

【橋本委員】

- ・素晴らしい基本計画であると思う。
- ・男女平等や女性活躍に国を挙げて取り組んでいる中で、いろいろな企業でも女性従業員の活躍がクローズアップされ、さらに広がっていけばよいと感じている。
- ・相談の実態を広く周知することで、相談する場所があることを多くの人に知ってもらえると思う。周知・広報に力を入れてもらえるとよい。

【峯田委員】

- ・困難な問題を抱える女性への支援を実現する上で、最も大きいテーマは実態を把握することではないかと思う。困難な問題を抱えている場合、行政というセーフティーネットや地域社会のコミュニティというネットワークの中にも絡んでこないと思う。大抵の場合は社会との接点が希薄であることから、問題が潜在化しているのではないかと思う。
- ・問題が起きてからでは問題を解決するのは非常に難しいと思う。大抵こういった問題は潜在化しているので、問題が深刻化してから表に出てくるというケースも少なからずある。もう一つの視点としては、問題が起きる前の段階での施策展開も重要ではないかと思う。そのためにも、若年層に対するアプローチ・啓発というのが非常に重要であると考えている。

【葉丸委員】

- ・女性からの相談は多岐に渡っているため、対応するには色々な情報が必要であり、女性相談窓口は大変であると思う。相談に来た方を問題ごとに振り分けて必要な支援に繋げていくことが重要であり、そのためのスキルが担保されていることが必要である。
- ・数値目標の中に「業務研修会の受講率」があるが、受講しただけではなく実になっていなければ仕方がないと思うので、もう一度考えてもらいたい。
- ・昨今は性教育についてスポットが当てられているが、学校の先生が行うことに抵抗があるかと思うので、産婦人科医の先生等に研修を委託する費用の補助を考えてもらいたい。

【吉田委員】

- ・「困難な問題を抱える女性」という表現が、抽象的すぎて具体性がなくてなんとなく分からないと思う。本当にサポートを必要としている女性にこの表現を使って届くのか疑問に思う。
- ・今後、困難な問題を抱える女性に関する周知をする中で、困難な問題がDVや離婚となると男性が相手方となるが、全ての男性が悪者だというような誤解を招かないようなフォローも入れた周知の仕方を工夫してもらえればよいと思う。

【涌井委員】

- ・最も大切なのは「知ること」であると考えている。困難な問題を抱える方は支援対象者としての認識が欠けている可能性があると思う。「困難な問題」という表現がちょっとモヤっとしているので、行政側がこのような表現を使うと、本人の「知られたくない」という意識をさらに醸成させてしまうと思う。ある程度直球の表現も必要であると思う。
- ・困難な問題を抱える女性の数を減らすのが一番大切であると思う。
- ・根本的な解決に最も大切なのは、「教育」であると考えている。自立した女性を育てる教育が一番大事であると考えている。誰もが等しく教育を受けられる社会をいかに作っていくか、また、困難な女性の子ども達も困難な子ども達にならないように貧困の負の連鎖をいかに解消してい

くのが、10年後、20年後、30年後の日本の社会における困難な問題を抱える女性を減らしていくことに直結していくと思う。

委員からの意見に対して、事務局から回答を行った。

【子ども家庭福祉課 牧野課長】

- ・「周知」については、計画に記載のとおり重要な部分であると認識しており、しっかり取り組みを進めることを考えている。具体的な方法については、各委員の御意見を踏まえていきたいと思う。
- ・「困難な問題を抱える女性」という表現は、法律からそのまま取っている表現である。分かりにくいというのは、逆に幅広く対象にしているということでもある。これまでの女性保護は、売春防止法、DV防止法、ストーカー規制法などを根拠としたピンポイントの支援・保護の仕組みであった。それが時代に合わなくなっていたという背景から、今般この法律ができた。幅広く様々な課題に対して支援をしていくという内容に変わったことで、幅広くなった部分が分かりにくくなっているということがあると思う。
- ・研修受講については、御指摘のとおり、受講したから終わりではなく相談にどういう対応していけるかが一番大事だと思っている。スキルアップを図ることにも当然取り組んでいくが、まずは入り口として、法律や県計画ができて支援対象者が広くなり支援の位置づけが変わったということを、しっかり理解してもらうことを目指して、受講率を数値目標として設定としたところである。
- ・当然これまでも様々な女性支援において、県と連携してきた民間団体があると認識している。今回この計画を作るにあたって、計画に即した内容でより具体的に連携をしていくという意味で、今時点ではゼロという記載にしている。今後様々な団体と意見交換をしながら、相互の取組みを深めていけるような団体を増やしていきたいと考えている。
- ・周知については、教育も含めて可能な方法を実際の取組みの中で考えていかなければならないと思っている。

【大森委員】

- ・各委員からの意見を踏まえ、情報発信の仕方、学校での教育・啓発の仕方、潜在化している困難な問題を抱える女性の実態把握等にしっかりと取り組んでいって欲しい。
- ・計画の答申案としては、事務局（案）のとおりとしてよろしいか。

【各委員】

全員異議なし。

【大森委員】

事務局（案）のとおり、答申とする。

○報告

- ・山形県の男女共同参画事業について
- ・次期計画の策定に向けて

事務局より説明、各委員より意見、質問をいただいた。発言内容は以下のとおり。

【池田委員】

資料に記載あるSOGIとアウティングについて御説明いただきたい。

【多様性・女性若者活躍課 大瀧課長】

アウティングはその人の性自認や性的指向を本人の了解を得ずに第三者に言うこと。勝手に言うことで本人を傷つけてしまうことがある。SOGIはSexual Orientation & Gender IdentityのS、O、G、Iで、ソジとなる。どの性別を好きになるかという「性的指向」と、自分の性別をどう認識しているかという「性自認」を組み合わせた言葉となっている。特定の性的指向や性自認の人だけが持つものではなく、全てのひとが持つもの。

【菅原委員】

- ・山形県パートナーシップ宣誓制度に関連して、ワークショップ等でLGBTQの当事者の方々に会う事も多く、その方々から出されている要望についてお話させていただく。各種窓口に行く事自体がカミングアウトになり、対応した職員がアウティングしてしまうのではないかという恐怖があって、窓口に行くことはとてもハードルが高いとのこと。窓口にレインボーフラッグなどを置いてもらえるだけで、ウェルカム感を感じるとかアウティングするような人はいないよ、ということが伝わり、気持ちが安らぐと言っていた。教育と共にウェルカム感を見せることが今すぐできることなのかと思う。
- ・やまがたスマイル企業認定制度について、女性も男性も育休の実績があることが要件となっているようだが、業界、業種によっては、女性がほとんどいない企業もあるかと思う。その場合、女性の育休実績を満たさなくなり、この制度に応募する資格がなくなってしまうという話も聞くので、社内の男女比も加味していただきたい。

【多様性・女性若者活躍課 大瀧課長】

レインボーフラッグの話について、当事者の方からそうした要望などもあると聞いている。今後は、色々な方から御意見を賜りながら、考えていきたいと思う。

【雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室 川井室長】

やまがたスマイル企業認定制度は令和5年10月から開始したところ。男性の育休取得推進においては、認定基準が6つあるうちの1つであり、他の5つの基準をクリアいただければ、ダイヤモンド企業に認定させていただくことも可能。ぜひ他の項目でクリアしていただき、やまがたスマイル企業認定制度を申請いただくと大変ありがたいと考えている。

【菅原委員】

女性の育休実績は必須ではないのか。

【雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室 川井室長】

女性の育休は特段基準として設けていない。6つの基準のひとつに男性育休の取得促進が入っている。

【大森委員】

今後も男女共同参画計画の実行に向けて取り組んでいただきたいと思う。